

## 総則

### 定義

【10年分の出題傾向】語群選択式6問、複数選択式1問、択一式2問

**問題 1** 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により外国の排他的経済水域で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。  
□□□

**問題 2** 「内国貨物」とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。  
□□□

**問題 3** 外国貨物を外国に向けて送り出すことは、「輸出」に該当する。  
□□□

**問題 4** 仮に陸揚げされた外国貨物を本邦から外国に向けて送り出す行為は、「輸出」に該当する。  
□□□

**問題 5** 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。  
□□□

**問題 6** 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を本邦に引き取るとは、輸入に該当する。  
□□□

**問題 7** 本邦の船舶により公海で採捕された水産物を本邦に引き取るとは、輸入に該当しない。  
□□□

**問題 8** 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。  
□□□

**問題 9** 燃料、飲食物その他の消耗品で、船舶において使用するものは、「船用品」に該当する。  
□□□

**問題 10** 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税をいう。  
□□□

**問題 11** 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。  
□□□

**問題 12** 旅客がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため消費する場合には、その消費する者がその消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。  
□□□

**問題 13** 「積戻し」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。  
□□□

## 総則

### ■ 定義

POINT：全ての土台になる部分である。1問もミスしてはならない。

解答 1    ×      「外国の排他的経済水域」ではなく「公海」で採捕された水産物である。

解答 2    ○      問題文のとおりである。

解答 3    ×      内国貨物を外国に向けて送り出すことが、輸出に該当する。

解答 4    ×      外国貨物を外国に向けて送り出すことは輸出に該当しない。

解答 5    ○      問題文のとおりである。

解答 6    ×      本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物は内国貨物であるので、輸入とはみなされない。

解答 7    ○      問題文のとおりである。

解答 8    ○      問題文のとおりである。

解答 9    ○      問題文のとおりである。

解答 10   ×      「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税をいう。

解答 11   ○      問題文のとおりである。

解答 12   ×      旅客や乗組員が、携帯品である外国貨物をその個人的な使用に供するため使用・消費する場合は輸入とはみなされない。

解答 13   ×      「積戻し」とは、外国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。輸出としっかり区別すること。

**問題 14**      保税工場において関税法により認められたところに従って外国貨物である原料が保税作業に使用される場合には、その使用する者がその使用の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

☐☐☐

**問題 15**      「沿海通航船」とは、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶をいう。

☐☐☐

**問題 16**      「特殊船舶」とは、本邦と外国との間を往来する船舶のうち、外国貿易船以外のものをいい、外国の軍艦、自衛隊の船舶並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船を除く。

☐☐☐

**問題 17**      収容された貨物で公売に付され、買受人が買い受けたものは内国貨物とみなされる。

☐☐☐

**問題 18**      保税展示場で開催される博覧会において展示される外国貨物である酒類を、当該博覧会の観覧者が試飲する場合には、当該観覧者がその消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

☐☐☐

**問題 19**      関税定率法第3条の2第1項本文（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）の規定により、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率は、輸入貨物について課される関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した同法別表の付表第1に定める税率によることとされており、同付表において、一部のアルコール飲料や加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品については個別の税率が定められ、その他の物品については15%の税率が定められている。

☐☐☐

**問題 20**      特例委託輸入者が行う特例申告（特例申告書の提出によって行う関税法第7条第1項（申告）の申告）に係る貨物は、同法第7条の2第2項（申告の特例）に規定する「特例申告貨物」に該当しない。

☐☐☐

**問題 21**      先にした納税申告、更正又は関税法第7条の16第2項の規定による決定により納付すべき税額に不足額がある場合において、当該納税申告、更正又は決定に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告は、同法第7条の14第1項（修正申告）に規定する「修正申告」に該当する。

☐☐☐

**問題 22**      輸入申告に係る貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを申告する書類であって、当該経済連携協定の規定に基づき作成されたものは、関税法施行令第61条第1項第2号ハに規定する「締約国品目証明書」に該当する。

☐☐☐

## Note

解答 14 × 保税地域（保税工場）において、関税法により認められたところに従って使用・消費される場合は輸入とみなされない。

解答 15 ○ 問題文のとおりである。船舶「以外の」という部分に注意すること。

解答 16 ○ 「特殊船舶」とは、例えばマグロ漁船や捕鯨船をいう。「公用船」としっかり区別すること。

解答 17 ○ 問題文のとおりである。

解答 18 ○ 問題文のとおりである。「みなし輸入」になる場合、ならない場合をしっかり区別すること。

解答 19 ○ 問題文のとおりである。これは関税定率法における用語の定義である。

解答 20 × 特例輸入者及び特例委託輸入者が行う特例申告（特例申告書の提出によって行う関税法第7条第1項（申告）の申告）に係る貨物は、同法第7条の2第2項（申告の特例）に規定する特例申告貨物に該当する。

解答 21 ○ 問題文のとおりである。

解答 22 × 輸入申告に係る貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを申告する書類であって、当該経済連携協定の規定に基づき作成されたものは、締約国原産品申告書である。

## Note